

長寿安心プラン2021 骨子案

1 計画策定の趣旨

- 老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に定めた「長寿安心プラン2018」の計画期間（平成30年度～令和2年度）が満了することから、これまでの計画を検証するとともに、介護保険の制度改正及び平成26年3月に策定した「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」の内容等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「長寿安心プラン2021」を策定するもの

2 計画の基本理念

- 高齢者は、75歳以上となると、医療や介護等の支援を必要とする人が大幅に増えることからその備えが急務となっている。
- 近年、高齢者や要支援・要介護認定者の数が増加を続ける中で、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年問題への対応が、医療・介護において喫緊の課題となっている。
- また、その先のいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を迎える2040年に向けて、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備や高齢者介護を支える人的基盤の確保に加え、介護予防の取組の強化充実が重要である。
- 国は、こうした状況を踏まえ、全世代型社会保障改革の介護分野においては、持続可能性の高い介護提供体制の構築などを目指している。
- このような状況の中、本市の地域性を踏まえ、高齢者の暮らしを支える体制整備を行う上での考え方として、計画策定の基本理念を次のように定め、2025年及び2040年を見据えた高齢者福祉施策を推進していく。

【基本理念1】高齢者が尊厳を持って暮らせるまちづくり

高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現を目指します。

【基本理念2】住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

高齢者の暮らしを支える「住まい」、「介護」、「医療」、「生活支援」及び「介護予防」が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進していきます。

【基本理念3】みんなで高齢者の暮らしを支えるまちづくり

本市には、古くから培われてきた豊かな地域コミュニティの土壌が存在し、また、医療機関や介護保険施設等の高齢者を支える社会資源が比較的整備されているという特徴があります。行政サービスをはじめ、地域コミュニティの共助の力、医療・介護の社会資源等を最大限に活かすことができる環境を整え、みんなで高齢者の暮らしを支える体制の拡充を図っていきます。

3 施策目標

○基本理念の達成に向け、次の7項目を施策目標として、本計画を推進していく。

- (1) 多様な住まいの確保
- (2) 介護サービス・在宅医療の提供体制の充実
- (3) 生活支援・介護予防の提供体制の充実
- (4) 高齢者の社会参加の促進
- (5) 認知症の方を支える体制の充実
- (6) 高齢者を支える重層的ネットワーク体制の構築
- (7) 市民への適切な情報提供と市民参加の促進

4 施策目標に対する具体的取組

第1節 多様な住まいの確保

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加していく中、高齢者のニーズは介護も含めて多様化しており、生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保は、ますます重要となってきた。
- 高齢者が自らの状態や希望に応じて適切な住まいを自由に選択できるように、既存住宅のバリアフリー化や各種の高齢者向け住宅、介護保険施設の整備など、高齢者向けの多様な住まいの確保を推進していく。

【具体的取組】

- (1) 介護保険施設等の施設サービスの充実
- (2) 高齢者向け住宅の適正な運営の確保
- (3) 既存ストック(※1)の活用による高齢者向け住居の確保
- (4) 住宅改修と福祉用具貸与・販売の促進

第2節 介護サービス・在宅医療の提供体制の充実

1 介護サービスの提供体制の充実

- 高齢者の生活機能が低下し、介護が必要な状態になっても、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、切れ目のない多様な介護サービスの提供が必要。
- 在宅生活を継続するためには、生活機能が徐々に低下し始める早い段階から生活機能の維持・向上に効果の高いサービスの提供が重要。
- 介護が必要な状態となった場合は、24時間対応や認知症対応の介護サービスなど、質の高い居宅サービスの提供が不可欠。
- 訪問・通所・宿泊を一体的に提供する小規模多機能型居宅介護や、医療的ニーズのある要介護高齢者に対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護といったサービス、リハビリテーションサービスの普及を促進し、在宅ケアの限界点を高めていく。
- 介護保険サービスがその利用者の自立した生活に資するものとなるよう、介護支援専門員に対するケアマネジメント支援を強化していくとともに、介護家族への支援、

介護給付に要する費用の適正化に関する取組など、介護サービスの提供体制の充実を図っていく。

【具体的取組】

- 1 介護保険サービスの円滑な提供
 - (1) 各介護保険サービスの見込量
 - (2) 医療的ニーズに対応した介護サービスの充実
 - (3) 共生型サービス(※2)の導入
- 2 介護サービスの質の確保と向上
 - (1) 介護支援専門員や介護保険事業者等に対する研修体制の充実
 - (2) 介護保険事業者の指導監督の推進
- 3 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの推進
- 4 地域包括ケアシステム(※3)における各介護保険サービスの役割の周知
- 5 家族介護への支援(介護保険サービスや家族介護教室、カフェの運営等の充実)
- 6 所得の低い人への配慮（保険料・サービス利用料の減免制度等の周知と適正な運用）
- 7 介護給付等に要する費用の適正化の推進（要介護認定や介護サービス計画の点検等）

2 在宅医療の提供体制の充実と市民への普及啓発

- 高齢化が進展する中、日常生活に介助や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら、自分らしい暮らしを続けるためには、医療資源等の現状や特性を踏まえた在宅医療の提供体制を整備することが重要である。
- このため、石川県医療計画との整合を図りながら、在宅医療の提供体制の充実に向けた在宅医療を行う医師の確保や、市民向けの普及啓発事業に取り組んでいく。
- また、近年の大規模災害の発生や、感染症拡大の状況を踏まえ、医療及び地域の関係者等と連携しながら在宅療養高齢者の医療救護体制の整備充実に取り組んでいく。

【具体的取組】

- 1 在宅医療を提供する体制の拡充
 - (1) 在宅医療を実施する医師の確保
 - (2) 在宅医療を実施する医師等への支援体制の整備
- 2 医療的ニーズのある在宅療養高齢者の状態急変時等の受入れ体制の拡充
 - (1) 利用者の状態急変時に係る介護従事者の対応力の強化
 - (2) 在宅療養高齢者の状態急変時等の後方支援体制
- 3 市民の在宅医療に関する理解を深めるための環境づくり
 - (1) かかりつけ医等を持つことやACP(※4)の普及啓発
 - (2) 地域出前講座や市民公開講座、かがやき発信講座を活用した普及啓発
- 4 災害時・感染症対応の充実
 - (1) 情報共有体制の強化

- (2) 災害時対応の充実
- (3) 感染症対応の充実

3 在宅医療・介護の連携の推進

○住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。連携推進のため、相談窓口の設置や、ICTを活用した情報共有の推進などに取り組んでいく。

【具体的取組】

- 1 医療・介護関係者における多職種連携の推進
 - (1) 金沢市在宅医療・介護連携推進協議会における取組の検討や施策の実施状況の評価・提供
 - (2) 金沢市在宅医療・介護連携支援センターによる連携の調整、相談支援
 - (3) 事例検討会や研修を通じた「顔の見える関係」づくり
 - (4) 職能団体との連携推進
- 2 多職種連携を支える情報共有の推進と連携の仕組みづくり
 - (1) ICTを活用した情報共有システムの推進
 - (2) 「入退院時の医療・介護連携指針」の活用
 - (3) 高齢者を支える社会資源情報の周知

4 介護職員の人材確保・養成及び業務効率化の取組

- 2025年及び2040年を見据えて、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・養成、労働環境の改善等の取組の推進が重要である。
- 介護サービス事業所における職員育成の環境を改善し、介護サービスの質の向上と介護職員の離職防止を図る。
- 多様な人材の参入促進に向け、介護現場のイメージを刷新するための周知広報の取組や、学卒就業者や他分野等からの就業促進に対する支援を実施するとともに、介護分野の文書に係る負担軽減などの業務効率化にも取り組んでいく。

【具体的取組】

- 1 介護職員の定着促進に向けた働きやすい職場環境の整備
 - (1) 介護職員に対する情報提供の場や相談窓口の提供
 - (2) 介護サービス事業所の職場環境整備に対する支援
- 2 多様な人材の参入促進に向けた介護現場の魅力PRと支援
 - (1) 介護現場のイメージを刷新するための周知広報
 - (2) 学卒就業者や他分野等からの就業促進に対する支援
 - (3) 業務効率化に向けた取組
- 3 関係機関等と連携した取組の推進

5 災害や感染症に対する備え

- 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、火災、水害、地震などの災害や、新型コロナウイルス等の感染症による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- そのため、施設等が実施する防災・減災対策に対する支援や、感染防止に係る取組について支援を行っていく。
- また、県や市内の福祉部門・保健部門の連携のもと、感染者が発生した介護サービス事業所等が必要なサービスを継続して提供できるようにする。

【具体的取組】

- 1 介護施設等における防災・減災対策の推進
 - (1) 耐震化や水害対策に伴う改修・修繕等や設備の整備に対する支援
- 2 介護施設等における感染症対策の推進
 - (1) 感染拡大防止のための施設整備に対する支援（多床室の個室化等）
 - (2) 事業所が実施する感染防止対策、感染症クラスター対策に対する支援
 - (3) 感染症対策の専門家による実地研修やセミナー等の開催
- 3 介護施設等における感染拡大時の支援
 - (1) 感染症クラスター発生時の県や市内の福祉部門・保健部門の連携
 - (2) サービスの継続に対する支援
- 4 災害発生時の高齢者支援体制の整備〔再掲〕
- 5 在宅医療の提供体制における災害時・感染症対応の充実〔再掲〕

第3節 生活支援・介護予防の提供体制の充実

- 高齢者の生活を地域で支えていくためには、医療・介護のみならず、日常生活上の課題に対する生活支援や、健康づくりによる介護予防などが地域の中で提供されることが必要。
- これらの提供に当たっては、公的サービスのみならず、日常生活の場から比較的近い場所で、コミュニティやボランティア、NPOなどの地域に根ざした多様な主体による「互助」の力が不可欠であることから、高齢者が自立した生活を継続できる地域づくりを進め、生活支援・介護予防について一体的に取り組んでいく。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」は、要支援認定者等を支える制度として、NPO、ボランティア、地域団体、住民等の多様な主体により様々なサービスを充実させることで地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す制度として、平成26年の介護保険法の改正により新たに創設された。
- 本市では、平成29年4月から総合事業を導入し、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する介護予防型サービスに加えて、多様なサービスとして従前のサ

サービスの基準を緩和した基準緩和型サービスを新設したほか、二次予防事業のシニア元気プログラムを短期集中型サービス、一次予防事業のいきいきシニアプログラムを一般介護予防事業として再編した。

- 総合事業のサービス提供に当たっては、これまでの事業実績を踏まえるとともに、利用者のニーズを的確に把握しながら、提供体制の拡充やサービスの質の向上を図っていく。
- いつまでも健康でいきいきと過ごせるよう、日常生活に必要な心身及び歯・口腔の機能の維持・向上と栄養改善を目的として、多様な介護予防事業にも取り組んでいく。
- 本市では、平成30年10月から介護予防に係る取組として、いきいきシニア介護支援ボランティアポイント事業を開始している。
- 地域主体の健康づくり事業を充実させ、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進していくとともに、心身機能のみならず社会参加を意識した介護予防事業に取り組んでいくなど、さらなる介護予防の提供体制の充実を図っていく。

【具体的取組】

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の目的
- 2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者
 - (1) 介護予防・生活支援サービス事業(※5)
 - (2) 一般介護予防事業(※6) (フレイル(※7)予防等)
- 3 総合事業の方向性
 - (1) 多様な生活支援の充実
 - (2) 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり
 - (3) 介護予防の推進
 - (4) 関係者における意識の共有と自立支援に向けたサービス・支援の展開
- 4 地域主体の健康づくり事業の充実と全市的な展開
 - (1) 地域ぐるみの自主的な健康づくり活動の促進
- 5 心身機能のみならず社会参加を意識した介護予防事業の展開
 - (1) ボランティア活動等への参加による介護予防の取組
 - (2) リハビリテーション専門職等と連携した介護予防事業の展開

2 生活支援・介護予防の提供体制の充実

- 今後、単身世帯等の増加に伴い、介護保険サービス及び総合事業のサービス以外の支援を必要とする高齢者が増加することが見込まれる。
- また、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている高齢者に対する見守りや安否確認のニーズも増加してくると考えられる。
- こうした多様な支援ニーズに対応するため、地域の中で、公的サービスのみならず、住民、ボランティア、民間企業等の多様な主体による生活支援の体制を充実させるとともに、高齢者の社会参加による、生きがいつくり・介護予防(健康づくり等)等の機会の確保に取り組んでいく。

【具体的取組】

- 1 地域における生活支援等サービスの提供体制の整備
- 2 地域課題に対応するための生活支援の充実
 - (1) 在宅生活支援サービスの利用拡大（配食サービス、地域サロン等）
 - (2) 「地域支え合いネットワーク」（※8）を含めた連携体制の推進
 - (3) 多様な主体が地域課題を共有できる仕組みづくり
 - (4) 地域の見守り体制の充実（ICTを活用した高齢者の見守り体制の構築）
 - (5) 地域の自主活動の育成
- 3 安心して暮らせる生活環境の整備
 - (1) 高齢者にやさしい生活環境整備（歩行環境整備、除雪対策等）
 - (2) 災害発生時の高齢者支援体制の整備（避難行動要支援者名簿の整備、具体的な避難方法等についての個別計画の策定推進等）
 - (3) 消費者被害防止等への対応
- 4 高齢者の人権尊重と権利擁護
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 成年後見制度の利用促進に向けた中核機関（※9）の設置・運営
 - (3) 高齢者虐待防止等への対応

3 地域における介護予防の推進に向けた取組

- 介護予防を進めるにあたり、本市では第7期事業計画の中で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態を指す「フレイル」に着目し、その兆しを早期に発見し、適切な支援に繋げるための体制整備に努めてきた。
- フレイル予防のためには、運動器機能（骨・関節・筋肉・神経など）の維持・向上に加え、バランスのよい食事を通じた栄養改善や十分な食事を取るための口腔ケアが重要である。
- 本市では、平成30年9月より、東京大学が開発したフレイルチェックの手法を取り入れ、市民団体と連携しながら、フレイル状態になりかけている高齢者の発見と改善指導に取り組んでいる。
- また、医師会や歯科医師会と連携しながら、平成30年10月より、口腔ケアプログラムの実施機関を拡充したほか、令和元年10月には金沢栄養ケアセンターを開設し、在宅療養高齢者に対する栄養指導の促進にも取り組んできた。
- 今後は、これらの仕組みが一層効果的に機能するよう、関係機関・関係団体の間での情報共有や連携体制を強化することにより、高齢者一人ひとりの状況に応じた支援が、円滑かつ的確に提供される環境の整備が必要である。
- なお、後期高齢者については、これまで、保健指導は後期高齢者医療広域連合が実施する一方、介護予防サービスは市町村が提供するといった体制が、円滑な支援に繋がっていなかったことから、厚生労働省においては、これらを市町村が一体的に実施できる体制を整備すべきとの方針を示しており、こうした動向を踏まえた取り組みも必要となっている。

【具体的取組】

- 1 介護予防の推進
 - (1) 市民団体との連携・協働によるフレイルチェックの全市的な展開
 - (2) フレイルチェックの結果を適切な支援に繋げるための効果的で効率的な仕組みの構築
 - (3) 後期高齢者に対する保健指導と介護予防の一体的実施に向けた体制整備
 - (4) そくさい地域出前講座など、専門職等を活かした介護予防の取組
- 2 関係者における意識の共有と自立支援に向けたサービス・支援の展開
- 3 重症化のリスクを抱えた高齢者に対する個別指導の強化
 - (1) 生活習慣病重症化予防事業への重点的な取組
- 4 スポーツ振興施策とのタイアップによる高齢者の健康づくりに向けた市民運動の展開
 - (1) ウォーキング運動の展開
 - (2) スポーツイベントと連携した健康づくりの裾野の拡大

第4節 高齢者の社会参加の促進

- 高齢化が進む中、全ての高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らしていける社会の実現を目指していくことが必要。
- 国の「ニッポン一億総活躍プラン」等においては、高齢者がその知識・経験を活かし、社会生活の担い手としての役割を努めていくための仕組みづくりが求められている。
- 本市では金沢市アクティブシニア支援検討会の提言を受けて、元気な高齢者の活動を支援するための情報収集とその発信、マッチング機能の強化等に取り組むこととしている。
- 生涯現役社会に向け、高齢者の就労拡大を図るため、シルバー人材センターの就業機会拡大等の取組を支援するとともに、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するための就労的活動支援コーディネーターの配置について検討する。
- さらに、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場や技能や経験を活かしたボランティア活動を通じた社会に貢献できる場の提供など、高齢者の多様な社会参加の促進に取り組んでいく。

【具体的取組】

- 1 高齢者の社会参加を促進するための仕組みづくり
 - (1) 高齢者が気軽に集える「場」の充実
 - (2) 多様な社会参加の促進(就労的活動支援コーディネーター配置の検討、アクティブシニア活躍応援窓口の開設、ボランティアの参加促進等)
 - (3) 地域の社会参加活動に係る周知・啓発

第5節 認知症の方を支える体制の充実

- 全国の65歳以上の高齢者の約1割が日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。）以上の認知症高齢者であると推計されており、その数は今後も増加が見込まれ、認知症は多くの人にとって身近なものとなっている。
- 認知症に対する正しい知識と理解を広げていくとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域の中で、重症化を予防しつつ尊厳と希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、「予防」と「共生」を車の両輪として施策を推進していく必要がある。
- 本市においては、これまでも認知症専門医療機関と連携した対応支援や、もの忘れ健診による早期発見の取組を行ってきたところであるが、こうした取組を基礎としながら、認知症の早期発見・早期対応によりその症状の悪化を防ぎ、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を多面的に推進していく。
- 若年性認知症に関しては、就労や経済面で長期的な支援が必要になるなど、独自の課題があることを踏まえた支援の充実が求められている。

【具体的取組】

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - (1) 認知症サポーター(※10)の養成及び認知症サポーター認定所(※11)の拡大
 - (2) 認知症ケアパス(※12)の普及と活用の推進
- 2 認知症の予防と早期発見・早期対応の取組の推進
 - (1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
 - (2) 認知症の早期発見のための取組の推進
 - (3) 認知症初期集中支援(※13)チームの活動の推進
 - (4) 認知症の方を支える多職種間連携の推進
- 3 地域の実情に応じた地域共生社会(※14)に向けた取組の推進
 - (1) 認知症地域支援推進員(※15)を中心とした地域支援体制の強化
 - (2) 認知症カフェ(※16)の充実
 - (3) 認知症高齢者の見守り体制の充実
- 4 若年性認知症の方を支える取組の推進
 - (1) 若年性認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - (2) 若年性認知症の方の状況に応じた支援体制の強化

第6節 高齢者を支える重層的ネットワーク体制の構築

- 高齢者を支える切れ目のない各サービスを地域の中又は市全体で機能させるためには、高齢者の日常生活上の支援等について、①地域における関係者のネットワークを構築し、②対応が必要な地域課題を把握し、③地域課題の解決のために必要な対応を行い、④地域のネットワークの中で解決できない地域課題については別途政策的な対応を行っていくという仕組みを体系的に作り上げていくことが必要。
- そのため、圏域を対象とした比較的小規模なネットワーク、圏域の調整を行うある程

度広域的なネットワーク、市全体の政策立案のためのネットワークをそれぞれ構築し、各圏域内及び各圏域間で連携することにより高齢者を支える重層的ネットワーク体制を構築していく。

- 地域共生社会の実現に向けての包括的な支援体制整備を踏まえた地域包括支援センターの機能及び体制の強化や、今後の人口動態の変化・地域コミュニティとの整合性に配慮した新たな日常生活圏域の設定について、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた第9期（2024年）からの実施を目指し検討・準備する。

【具体的取組】

- 1 各圏域における生活支援ネットワークの構築
 - (1) 小学校区単位のネットワークの構築（地域の互助活動の調整）
 - (2) 日常生活圏域（中学校区）単位でのネットワークの構築（地域課題の抽出）
 - (3) 福祉健康センター圏域でのネットワークの構築（多職種連携の推進）
 - (4) 介護保険運営協議会における地域課題を踏まえた政策形成機能の強化
- 2 地域ケア会議（※17）等の役割の整理と地域課題解決機能の強化
 - (1) 地域ケア会議の体系化と標準化
 - (2) 地域ケア会議による地域課題解決機能の強化
- 3 地域課題等の共有による地域づくり活動の支援
 - (1) 蓄積した地域課題やその対応の好事例等を活用する仕組みの検討
- 4 地域包括支援センターの機能強化と日常生活圏域のあり方の検討
 - (1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センターの機能及び体制の強化を検討
 - (2) 新たな日常生活圏域の設定についての検討と新たな圏域での地域包括支援センター運営の準備

第7節 市民への適切な情報提供と市民参加の促進

- 高齢者施策に関する多様な情報を分かりやすく整理し、SNSの活用など様々な手段で提供することで、市民が必要な情報を的確に選択し、入手できるような環境を整えていくとともに、高齢者施策への市民参加を促進していく。
- また、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指す「地域包括ケアシステム」の構築の趣旨について、市民の理解を深めていくため、まずは、市民に対し、高齢期の医療や介護等について、どのような選択肢があり、どうすればそれを利用できるのかについて、幅広く情報提供していく。

【具体的取組】

- 1 市民への適切な情報提供の推進
 - (1) 高齢者施策に関する多様な情報の提供
 - (2) 医療や介護が必要になる前の幅広い情報の提供
 - (3) 市民への情報提供に係る効果の検証
- 2 高齢者施策の策定過程への市民参加の促進

用語の説明

- ※1：既存ストック これまでに整備された住宅や施設
- ※2：共生型サービス 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たにサービスとして位置づけられるもの
- ※3：地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、「住まい」、「介護」、「医療」、「生活支援」及び「介護予防」が包括的に提供される体制
- ※4：ACP アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）。もしものときのために、本人が望む将来の医療やケアについて、本人を主体に、その家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合い、本人の意思決定を支援するプロセスのこと
- ※5：介護予防・生活支援サービス事業 要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来、全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する事業に移行し、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスと多様な主体が参画する多様なサービス等を総合的に提供する事業
- ※6：一般介護予防事業 本市が行う事業と地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とする事業
- ※7：フレイル 年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下して、要介護状態に近づくこと
- ※8：地域支え合いネットワーク 地域の生活支援を必要とする人に適切な支援をつなぐ仕組みとして「金沢市地域福祉計画2013」に位置付けられたもの
- ※9：中核機関 成年後見制度の利用促進に向け、地域における権利擁護支援の中核となる機関
- ※10：認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けを行う人。具体的には、「認知症サポーター養成講座」を受講し、サポーターとなる。
- ※11：認知症サポーター認定所 小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの養成講座を受講修了した場合に高齢者の方にやさしい店として認定
- ※12：認知症ケアパス 認知症の方が認知症を発症したときから、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの
- ※13：認知症初期集中支援 認知症の方や認知症が疑われる方に対し、日常生活圏域毎に配置した「認知症初期集中支援チーム」が訪問してアセスメントを行い、包括的・集中的に支援を行うことで、早期に医療・介護サービスにつなげる等の自立生活のサポートを行う。その際、認知症の実務担当者が支援に関する意見交換を行う「認知症初期集中支援チーム員会議」の開催や「認知症専門医相談」を活用した認知症専門医療機関との連携を行っている。
- ※14：地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの

- ※15：認知症地域支援推進員** 認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う。
- ※16：認知症カフェ** 認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加し、認知症に関する相談や情報交換ができる場を提供
- ※17：地域ケア会議** 地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な手段と位置づけられており、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていく役割が期待されている。